

# 監査報告書

令和5年5月16日

学校法人佛教教育学園  
理事会 御中

学校法人佛教教育学園

監事 中村 康雅 ⑩

監事 置田 文夫 ⑩

私たち学校法人佛教教育学園の監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第15条の定めに基づき、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の決算の状況及び理事等の業務の執行を監査いたしました。その結果につき下記の通り報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け計算書類につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し資金収支計算書（資金収支内訳表及び人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む。）、貸借対照表（固定資産明細表・借入金明細表、基本金明細表を含む。）及び財産目録の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い、学校法人の収支状況及び財政状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事等の業務の執行に関して、不正の行為がなく、かつ法令及び寄附行為に違反する重大な事実は認められません。